○近畿地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新宮市佐野二丁目二〇九〇番二〇から同市佐野字秋津野二〇九〇番四三まで	前	八・九六～一九・四八メートル
	後	一〇・四六～二一・八五メートル　〇・二〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	新宮市佐野二丁目二〇九〇番二〇から同市佐野字秋津野二〇九〇番四三まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福井県三方上中郡若狭町能登野三五号梅ノ坊二七番一から同町能登野五六号笹原三番二まで	前	一〇・三六～一四・八五メートル
	後	一〇・三六～一八・〇〇　〇・一七二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方上中郡若狭町能登野三五号梅ノ坊二七番一から同町能登野五六号笹原三番二まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号及び四百七十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南丹市園部町美園町六号二六番から同市園部町宮町西一五番まで	前	九・八六～一〇・九六メートル
	後	九・八六～二〇・〇〇　〇・二四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	南丹市園部町美園町六号二六番から同市園部町宮町西一五番まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
雲南市三刀屋町下熊谷一六三五番三から同市三刀屋町下熊谷一二八三番一まで	前	一六・七七～三九・〇二メートル
	後	二七・八〇～三九・九八　〇・一四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市三刀屋町下熊谷一六七三番一から同市三刀屋町下熊谷一二八三番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○中国地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　中国地方整備局長　福田　功